



- 平成22年度 共済業務の事業計画と予算
- 夏休みにご利用ください ー契約施設・バカンスクーポンと長距離フェリーの割引利用ー
- 平成22年度の特定健康診査受診券等を送付しました



平成 22 年度の事業計画及び予算案は、平成 22 年 3 月 30 日付で文部科学大臣の認可を受けました。その内容を事業別にお知らせします。

長期給付事業

退職後の生活の柱となる年金の給付を行っています。

長期掛金率をもとに推計した掛金収入は、前年度に比べ 141 億円 (4.27%) の増加となる見込みです。

国庫補助金は、基礎年金拠出金の 2 分の 1 相当額など総額 1,030 億円が措置されています。

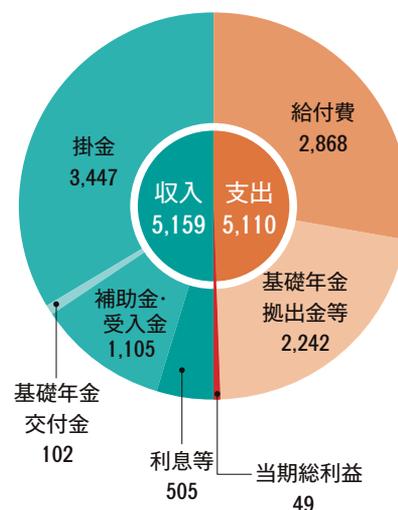
また、22 年度の年金額は前年度と同額となりましたが、年金者数の増加により、給付費は前年度に比べ 139 億円 (5.10%) の増加となる見込みです。そのほかに、基礎年金拠出金 2,051 億円、年金保険者拠出金 190 億円等を見込み、図 2 のとおりの収支を予定しています。

収入 (5,159 億円) と支出 (5,110 億円) との収支差 (49 億円) は、長期給付積立金へ全額積み立てます。

なお、22 年度末の保有資産は、3 兆 4,566 億円となる見込みです。

- **基礎年金拠出金とは……** 基礎年金の給付に要する費用を賄うために、公的年金制度ごとに、その加入者（国民年金第 2 号被保険者）及び被扶養配偶者（国民年金第 3 号被保険者）の人数に応じて割り当てられる金額のことをいいます。

図 2
長期給付事業の予算収支（単位：億円）



福祉事業

人間ドック利用補助、特定健康診査や貯金・貸付事業などを行っています。

福祉分掛金率 0.24% を福祉事業推進のための財源としています。また、特定健康診査事業に対し国庫補助金 3.7 億円が措置されます。

保健事業

人間ドック利用補助等の保健事業にかかる費用として 22 億円、特定健康診査等の事業にかかる費用に 16 億円、また、医療事業及び宿泊事業への繰入金として 33 億円を見込んでおり、図 3 のとおり収支を予定しています。

医療事業

東京臨海病院の運営に伴う事業収入・支出及び保健経理からの受入金等を見込んでおり、図 3 のとおり収支を予定しています。

宿泊事業

宿泊施設の運営に伴う事業収入・支出、設備整備計画及び保健経理からの受入金等を見込んでおり、図 3 のとおり収支を予定しています。

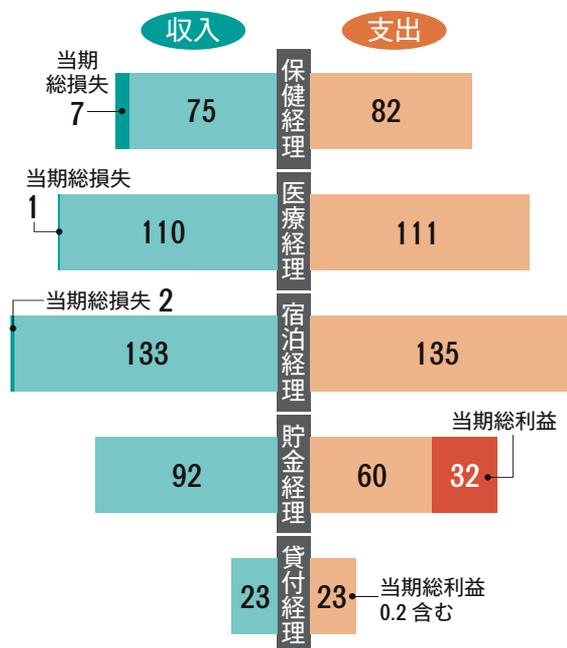
貯金事業

積立貯金、積立共済年金、共済定期保険及びアイリスプランなどの事業について、図 3 のとおり収支を予定しています。なお、22 年度末の加入者貯金残高は 8,233 億円を見込んでいます。

貸付事業

22 年度の貸付額は、加入者貸付 135 億円を見込んでおり、図 3 のとおり収支を予定しています。

図 3
福祉事業の事業経理別予算収支（単位：億円）



その他事務費など

短期・長期給付事業の事務を行う費用は、事務費分掛金率 0.16% と国庫補助金 3.4 億円を主たる財源としています。

平成22年度 共済業務の事業計画と予算

私学共済制度の構成員は 121 万人

共済業務における各事業の基礎となる構成員は、表1のとおり、総計121万人（加入者、被扶養者及び年金者）と推計しました。また、標準給与の平均月額、表2のとおり推計しました。

- **短期加入者とは**… 短期給付（医療）にかかる掛金を負担している加入者のことをいい、本人とその被扶養者は私学共済の健康保険制度の対象となります。
- **長期加入者とは**… 長期給付（年金）にかかる掛金を負担している加入者のことをいい、この負担期間が将来の私学共済年金の算定期間となります。
- **標準給与とは**… 私学の給与体系が一律でないため、標準となる給与表を定め、この表に加入者の給与月額をあてはめたものです。給与月額には、基本給のほか、扶養手当、通勤手当、残業手当などの支給額がすべて含まれます。

掛 金 率

介護分掛金率及び長期掛金率が変更となります。

短期掛金率は、給付分掛金率が前年度と同率の6.52%に据え置き、介護分掛金率が0.918%（前年度掛金率0.843%）となります。

長期掛金率は、21年度に行った財政再計算の結果を踏まえて、給付分掛金率を12.584%（都道府県からの補助が行われた場合、その分軽減されます。ただし、長期賞与掛金に対する補助はありません。前年度掛金率12.230%）に変更しました。

また、事務費分掛金率は0.16%、福祉分掛金率は0.24%になります。

短期給付事業

病気やケガによる医療費等に対する給付を行っています。

短期掛金率をもとに推計した掛金収入は、前年度に比べ41億円（1.99%）の増加となる見込みです。

また、出産費（家族出産費）に対する国庫補助金として1.6億円を見込んでいます。

給付費は、前年度に比べ34億円（2.93%）の増加となる見込みです。他制度への拠出金等としては、前期高齢者納付金に208億円、後期高齢者支援金に430億円、病床転換支援金に400万円を見込みました。さらに、介護納付金162億円等を見込み、図1のと通りの収支を予定しています。

その結果、収支差から支払準備金の戻入と繰入との差額を差し引いた28億円が当期総利益となる見込みです。

なお、支払準備金は、当該事業年度における短期給付請求総額の12分の1に相当する金額を積み立てています。

- **拠出金等とは**… 介護保険、高齢者医療など他の医療制度に要する費用などを賄うために、医療保険者ごとに、その加入する人数等に応じて割り当てられる金額のことをいいます。拠出金等には、介護納付金、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金などがあります。
- **支払準備金とは**… 短期給付の給付金を支払うためにあらかじめ積み立てている金額のことで、「前年度支払準備金戻入」とは、前年度の支払準備金を当年度にいったん戻入する金額、「支払準備金繰入」とは、当年度分を前年度分にかえて新たに積み立てる金額をいいます。

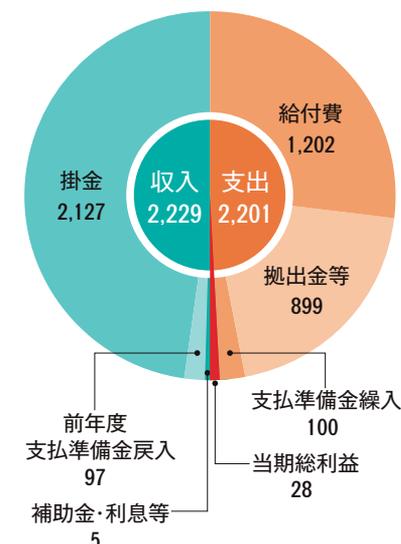
表1
構成員推計

区分	人数(人)
合計加入者	516,908
(短期加入者) (長期加入者)	(513,663) (490,755)
被扶養者	340,154
年金者	356,903
総計	1,213,965

表2
標準給与の平均月額推計

区分	金額(円)
短期加入者	375,319
長期加入者	365,256

図1
短期給付事業の予算収支（単位：億円）





全国の宿泊施設やレジャー施設等で、利用料金の補助・割引を受けることができますので、お出かけの際にぜひ利用してください。詳しくは「私学共済ブック 2010」〔保健・宿泊編〕をご覧ください。（ ）内は「私学共済ブック 2010」〔保健・宿泊編〕の該当ページです。

バカンスクーポンと 長距離フェリーの割引

私学事業団の直営宿泊施設や契約施設等に宿泊すると、その旅行に必要なJR乗車券等を割引購入できます。本事業団の直営宿泊施設等とあわせ、夏休みの旅行にぜひご利用ください。

	バカンスクーポン (JR乗車券の割引) (159~160 ページ)	長距離フェリー (対象会社は6社) (160~161 ページ)
利用条件	①大人2名以上又は大人と子供あわせて2名以上で同一旅程をとること	①大人2名以上で同一旅程をとること
	②次のいずれかの施設へ宿泊すること ・私学事業団の直営宿泊施設 (162~163 ページ) ・健康増進宿泊施設 (164~180 ページ) ・私学事業団が会員契約をしている宿泊施設 (147~157 ページ) ・文部科学省共済組合、公立学校共済組合の直営宿泊施設 (181~186 ページ) ・購入する取扱旅行会社 (JTB、近畿日本ツーリスト、日本旅行、トップツアー) の協定宿泊施設	
	③指定地駅 (宿泊施設のJR最寄り駅) を目的地とし、出発地に戻る旅行で、往路及び復路いずれも201km以上 (発着が同じであること)	
割引率	JR線の普通乗車券が2割引になります。ただし、東海道新幹線を利用又は経由する場合、片道601km未満の場合は1割引です (周遊きっぷなど各種割引きっぷ及び特急券は対象外)。	旅行運賃と乗用車の航送料金が2割引になります。ただし、一部1割引きのフェリー会社 (太平洋フェリー) や区間もあります。
利用方法	①「バカンスクーポン券購入申込書」又は「契約保養所システムフェリーきっぷ購入申込書」を各学校等、私学事業団共済事業本部、各ガーデンパレス (京都を除きます) 共済業務課に請求してください。 ②取扱旅行会社 (JTB、近畿日本ツーリスト、日本旅行、トップツアー) の支店・営業所の窓口で「加入者証」などを提示し、きっぷを購入してください。	

※旅行中は、「購入申込書 (本人控え)」を必ず携帯してください。

※割引対象外の期間や区間がありますので「私学共済ブック 2010」〔保健・宿泊編〕 159~161 ページをご覧ください。

※詳しくは取扱旅行会社の支店・営業所にお問い合わせください。

海外診療

海外旅行には「海外診療報酬 (医科・歯科) 明細書」を持参しましょう。

海外では加入者証が使用できないため、受診した人が現地で医療費を全額支払うこととなります。このような場合は、後日療養費を請求することができません。

請求にあたっては、「海外診療報酬 (医科・歯科) 明細書」の提出が必要になりますので、海外へ出かける際には持参してください。

支給額の算定

海外で受診した場合、治療にかかった金額がそのまま療養費の支給額に反映されるわけではありません。診療内容を国内での保険診療の基準に置き換えて算定し、その7割に相当する額を支給します。このため、実際に海外で支払った金額より支給額が大幅に少なくなる傾向があります (支給額が10分の1以下になることもあります)。

請求の方法

次の書類を医療機関別、入院・外

夏休みにご利用ください

—— 契約施設・バカンスクーポンと長距離フェリーの割引利用 ——

厚生施設・ 健康増進宿泊施設

契約施設を利用するときに補助券が使用できます（私学事業団の直営宿泊施設では使用できません）。補助券は「私学共済ブック2010」〔保健・宿泊編〕の巻末に綴じ込んでありますので、切り取って必要事項を記入のうえ使用してください。なお、一部割引のみで補助券が使用できない施設もあります。

	厚生施設（112～146 ページ）	健康増進宿泊施設（164～180 ページ）
施設内容	遊園地、プール、ゴルフ場など	ホテル、旅館、民宿など
利用方法	①予約が必要な施設は直接予約する。 ②利用施設の受付で「加入者証」などを提示する。 ③補助券は、支払いの際に提出する。	①各宿泊施設へ直接予約する。 ②利用施設の受付で「加入者証」などを提示し、補助券を提出する。
補助内容	施設により補助額や使用できる補助券の枚数が異なりますので、「私学共済ブック2010」〔保健・宿泊編〕で確認してください。	・1人1泊につき1枚使用できます。 ・連泊での使用は2泊が限度です。 ・補助額は1枚につき2,000円となります。 ・旅行代理店やインターネットによる予約の場合、補助券が使用できない場合があります。

会員契約施設

以下の施設と法人会員契約をしていますので、会費料金で利用できます。

①スポーツ施設
プール、ジム、スタジオ等（73～109 ページ）
②東京ディズニーリゾート マジックキングダムクラブ
会員利用（147～150 ページ）
③ユニバーサル・スタジオ・ジャパン® スタジオ・ファンクラブ
会員利用（151～153 ページ）
④エメラルドグリーンクラブ
会員制リゾート宿泊施設・ゴルフ場等（154～157 ページ）

パック旅行の割引

以下のパック旅行が割引購入できます（158 ページ）。

パッケージ名	割引率	購入先（取扱旅行会社）
エースエスコート	3%	J T B
ルックJTB (ガクタビ、旅のアウトレットを除く)		
赤い風船会員旅行	3%	日本旅行
マツハ		
メイト	3%	近畿日本ツーリスト
ホリデイ (ホリデイマイプランを除く)		
トップツアー	3%	トップツアー
VITA <small>ァイル</small> III (JAL パック)		
AVA (JAL パック)		
	2%	

※それぞれの取扱旅行会社で申し込みをした場合のみ適用になります。

提出書類	記入上の注意
①療養費・ 家族療養費等 請求書	発病又は負傷の原因、「加入者証を使用できなかった理由」として具体的な渡航目的（留学・出張・旅行）を必ず記入する。
②海外診療報酬 (医科・歯科) 明細書	現地で診療した医師から詳しい診療内容の証明を必ず暦月ごとに受け、記入内容を必ず邦訳し、邦訳者の氏名及び住所を記入する。
③外国診療 記録書	国名、診療年月日、具体的な診療内容、支払金額及び通貨単位を詳しく記入する。
④領収書	受診した医療機関発行の原本を添付する。領収書の発行を受けられなかった場合や紛失した場合は、その旨の口述書（署名・押印したもの）を添付する。

時効
給付を受ける権利は、医療機関に医療費を支払った日の翌日から2年です。

時効

※①～③の用紙は、私学共済事業ホームページからダウンロードすることができます。

来別、受診した月別に分けて、学校等を経由して（任意継続加入者は直接）提出してください。

①療養費・家族療養費等請求書
②海外診療報酬（医科・歯科）明細書

③外国診療記録書
④領収書（原本）

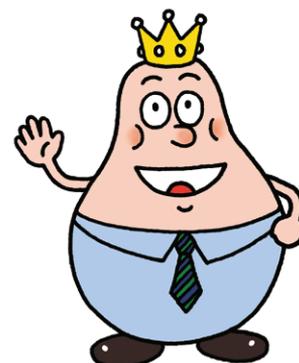
目指そう! 脱メタボリックシンドローム

平成22年度の特定健康診査受診券等を送付しました

特定健康診査は、糖尿病や心臓病・脳卒中等の生活習慣病を予防し、健やかな生活を送るため、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診制度です。

私学事業団では、**40歳から75歳までの被扶養者及び任意継続加入者を対象に**、平成22年度の「特定健康診査受診券」やご案内（送付物は下表のとおり）を6月下旬に送付しました。今年度も必ず受診し、メタボリックシンドロームのリスクを調べ、日常生活での健康管理に役立ててください。

※加入者については、学校等が行う定期健康診断の健診結果を学校等から本事業団へ提出していただくことで、特定健康診査を実施したものとみなします。



対象者	送付物	送付先
加入者の被扶養者	加入者あての通知文（1枚） 特定健康診査受診券（対象人数分、有効期限：平成23年3月31日） 指定健診機関一覧（1部） 特定健診ガイドブック（1部）	学校等を経由して加入者へ配付
任意継続加入者及びその被扶養者	任意継続加入者あての通知文（1枚） 特定健康診査受診券（対象人数分、有効期限：平成23年3月31日） 指定健診機関一覧（1部） 特定健診ガイドブック（1部）	任意継続加入者の自宅住所

※多くの人が受診できるように「特定健康診査受診券」の有効期限を平成23年3月31日まで延長しました。

被扶養者・任意継続加入者及びその被扶養者の特定健康診査

○受診方法

- ・送付した指定健診機関一覧又は私学共済事業ホームページに掲載されている健診機関の一覧から希望する機関を選び、直接電話で予約してください。
- ・受診の際は、住所を記入した「特定健康診査受診券」と「加入者証」を健診機関の窓口へ提出してください。

○費用

- ・自己負担はありません。ただし、特定健康診査の健診項目以外の検査費用については自己負担となります。

※健診を受けた後は、健診機関から本事業団へ健診結果が報告されます。

※パート先などで従業員として健診を受けている場合や人間ドックを受診している場合は、ご自身で結果と質問票を本事業団に提出してください。提出の際は、加入者番号・住所を必ず記入してください。

加入者の特定健康診査

- 学校等が行う定期健康診断の健診結果を活用するため、加入者に「特定健康診査受診券」は発行しません。

※ただし、育児休業中で定期健康診断を受けられない人は、希望により「特定健康診査受診券」を発行しますので、学校等を経由して申し出てください。

健診結果を私学事業団へ提出した後は

○健診を受けた人、健診結果を提出した人全員に、生活習慣病予防に役立つ小冊子「QUPiO（クピオ）」を送付します。

○特定健診結果から生活習慣病の発症リスクが高い人に対して、特定保健指導を受けるための「特定保健指導利用券」を送付します。

※特定保健指導では、医師・保健師・管理栄養士等の専門家による生活習慣を改善するための支援を行います（リスクの度合いに応じて「動機付け支援」、「積極的支援」の2種類があります）。



人間ドックの利用費用補助

人間ドックを利用した場合に、年度内につき1回の補助金を支給します。詳しくは、「私学共済ブック」2010〔保健・宿泊編〕12～29ページをご覧ください。

なお、学校内の健康診断や教職員の福利厚生の一環として行われる健康管理など、学校等に対する補助事業ではありません（学校保健安全法第15条により、健康診断の実施は学校等の設置者に義務づけられています）。

●対象者

人間ドック受診日において、満35歳以上の加入者（任意継続加入者を含みます）、被扶養者及び75歳以上で引き続き勤務されている教職員（被扶養者を除きます）

●補助対象となる人間ドック

私学事業団で定めた基準検査項目をすべて満たした人間ドックを利用した場合にのみ対象となります。検査項目が不足していると補助の対象になりませんので、利用の際には、検査項目もれのないようあらかじめ健診施設に確認してください。

※単独で脳ドックやPET検診のみ受診した場合は、補助の対象外となります。

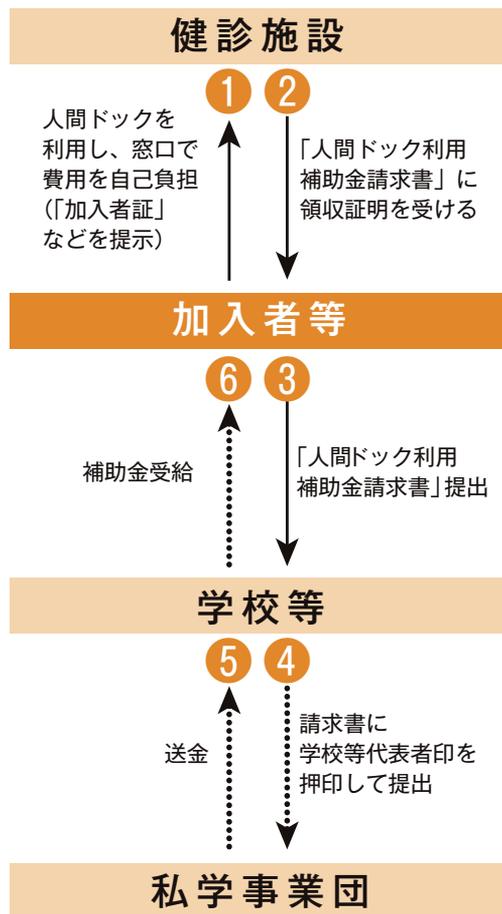
●補助金

利用料金の60%相当額（消費税を除きます）を補助金として支給します。ただし、補助限度額は3万円となります。

●請求方法

補助金は「人間ドック利用補助金請求書」で、学校等を経由して請求してください。請求書は私学共済事業ホームページからダウンロードすることができます。

また、請求書の領収証明書欄には、必ず健診施設から消費税の記入を受けてください。請求書の領収証明書欄に領収証明を受けることができない場合は、健診施設発行の領収書（原本）を添付してください。



※任意継続加入者は直接本事業団に提出してください。なお、補助金の振込先口座については、任意継続申出時に登録していただいておりますので、記入は不要です。

ご利用ください
健康増進・
介護相談サービス

1 相談を受けられる人

加入者（任意継続加入者を含みます）、75

歳以上の教職員、年金者及びその家族

2 相談できる日時

月曜日～金曜日 9時～17時

（祝日及び12月29日～1月3日を除きます）

3 相談できる内容

健康増進・健康管理相談

身体の変調、慢性疾患を有する人への食事や生活指導、健康診断結果、薬の服用や日常生活での不安・疑問についての相談等

看護・介護相談

在宅看護・介護の方法、認知症等の介護方法、介護計画の立て方等

総合的福祉情報提供

介護保険制度の仕組みやサービス内容、保健・医療・福祉に関連する法律・制度等の説明及び活用支援等

東京臨海病院 医療福祉相談室

☎0120(684)5500

携帯電話・PHSからの相談もできます。

知って得する基礎知識

聞いたことはあるけれどよく分からない
私学共済制度の基礎知識についてご紹介します。

▼病院にかかったとき

1 手続きをしなくても支払われる給付金があります

加入者証を使って保険診療を受け、医療費の自己負担額が一定額以上になった場合は、高額療養費や一部負担金払戻金(又は家族療養費付加金)が自動払いで支給されます(請求手続きは必要ありません)。

これらの給付金は、診療報酬明細書の審査を経て、受診した月から約4か月後に学校等を経由して加入者に(任意継続加入者には直接)支給されます。

2 入院したときは「限度額適用認定証」の手続きを

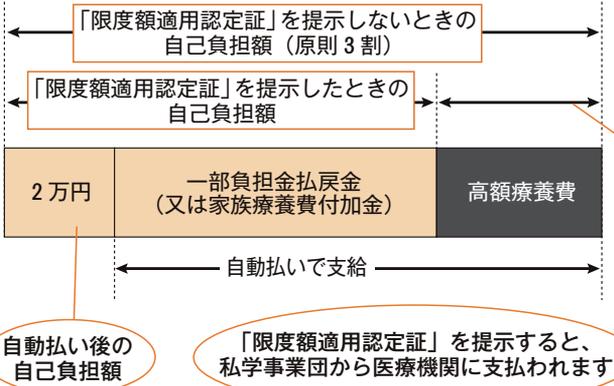
70歳未満の人が入院をしたときに、「限度額適用認定証」を医療機関に提示すると、自己負担のうち高額療養費に相当する部分について、私学事業団から医療機関に支払われる制度があります。これによって、受診した人は一定額までを窓口で支払え

ばよいこととなります。

一部負担金払戻金等は自動払いで約4か月後に支給されます。

「限度額適用認定証」の交付を希望する人は、学校等を経由して(任意継続加入者は直接)本事業団へ申請してください。

なお、70歳以上の人は、「高齢受給者証」を提示することにより「限度額適用認定証」は必要ありません。



▼災害にあったとき

災害見舞金

加入者(任意継続加入者を含みます)が、水震火災その他の非常災害によって、住居又は家財の5分の1以上の損害を受けたときに、見舞金として支給されます。

※損害を補てんすることを目的とした給付ではありません。修理等可能なもの、使用可能なものは損害とはみなしません。

災害見舞金

住居又は家財が3分の1以上焼失又は滅失したとき、損害の程度に応じ標準給与の月額0・5〜3か月分

災害見舞金付加金

①災害見舞金が支給されるときは、災害見舞金の額の60%に相当する金額

②住居又は家財が5分の1以上3分の1未満焼失又は滅失したとき、標準給与の月額0・5か月分

請求に必要な書類

- ・災害見舞金請求書
- ・市区町村長、消防署長又は警察署長の証明書(請求書の中に証明欄

があります)

・災害状況明細書

※災害見舞金付加金の給付が決定した加入者には災害見舞品のカタログを学校等あてに送付します。

災害貸付

加入者(任意継続加入者を除きます)が、水震火災その他の非常災害を受けたために、資金を必要とするときに貸し付けします。

申し込み資格

加入者期間が引き続き1年以上の人

貸付額

標準給与の月額の6か月分相当額の範囲内(限度額200万円)

貸付利率

年2・00%(22年4月現在の特例利率です)

申し込み手続き

貸付申込書及び借用証書に公共機関が発行する災害証明書を添付して、学校等を経由して申し込んでください。

申込受付期間

災害発生日から6か月以内です。

無効となった加入者証は 必ず返納してください

加入者が退職したとき（任意継続加入者の資格を喪失したときを含みます）や被扶養者の取り消しに伴い、無効となった加入者証は、必ず私学事業団に返納してください。無効となった加入者証を使用して保険診療を受けると、後日、医療費返還等の問題が生じます。また、不正に加入者証を使用すると詐欺罪として懲役の処分を受けることがあります。

左の①から⑨の事由に該当した場合は、加入者証を返納しなければなりません。

また⑤から⑧に該当した場合は、新たに加入者証が交付されます。新しい加入者証を受領したら、旧加入者証に「差し替えにより加入者証を返納する」旨を記入した理由書（任意用紙）を添付のうえ、直ちに返納してください。

なお、紛失などの理由により加入者証を返納できない場合は、「加入者証返納不能届書」（所定用紙）を添付のうえ、学校等を経由して（任意継続加入者は直接）本事業団に提出してください。

以下に該当したときは、 加入者証を返納してください

- ① 加入者が退職（資格喪失）したとき
- ② 後期高齢者医療制度の被保険者となったとき（75歳到達）
- ③ 任意継続加入期間が満了したとき
- ④ 任意継続加入期間満了前に脱退したとき
- ⑤ 所属学校が変わったとき
- ⑥ 加入者の氏名の変更・訂正、生年月日の訂正、性別の訂正をしたとき
- ⑦ 被扶養者を取り消したとき
- ⑧ 被扶養者の氏名の訂正、生年月日の訂正、性別の訂正、続柄の訂正をしたとき
- ⑨ 遠隔地被扶養者証が不要となったとき

加入者証のカード化及び加入者証への 「臓器提供意思表示欄」の記載（お知らせ）

平成22年12月の加入者証の更新時に、加入者証をカード化し加入者、被扶養者一人1枚の交付に向けて準備を進めています（詳しくは本誌9月号でお知らせします）。

また、22年7月17日施行の「臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律」において、国及び地方公共団体は、臓器の提供に関する意思表示を被保険者証等に記載することができることとする等、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとされています。

これに伴い、厚生労働省では臓器提供に関する意思表示を被保険者証等に記載するために健康保険法施行

規則を改正し、国家公務員共済においても同様の改正が行われました。

ついては、私学事業団においても、法律の趣旨を踏まえ、他の医療保険者と同様に加入者証の様式を変更し、裏面に（社）日本臓器移植ネットワークが普及に努めている「臓器提供意思表示カード」の記載の例により「臓器提供意思表示欄」を記載します。

なお、「臓器提供意思表示欄」の記入は任意であり、記入を義務付けるものではありません。また、個人情報保護の観点から「意思表示欄保護シール」を上から貼り付けて使用できます。

後期高齢者支援金の負担方法を見直す法律が公布

本誌5月号でお知らせしました、後期高齢者支援金の負担方法の見直し等を定めた「医療保険制度の安定の運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が5月12

日に可決・成立し、19日に公布されました。これにより、22年度に私学共済制度が負担する後期高齢者支援金は、予算ベースで430億円となり約30億円の増加となりました。